

○ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物に係る健康障害防止対策について

○燻蒸作業に係る措置へのホルムアルデヒドの追加について

## 特定化学物質障害予防規則等が改正されました

改正政省令・告示は、平成21年4月1日から施行・適用されます。  
(一部の規定・場合には、経過措置(猶予期間)が設けられています。)

